

MHM Asian Legal Insights

第 152 号 (2023 年 6 月号)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ
(編集責任者: 弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志)

今月のトピック

1. タイ : [タイの電気自動車 \(EV\) 推進に向けた政策の最新情報](#)
2. シンガポール : [改正決済サービス法の施行に向けた下位法規の整備](#)
3. マレーシア : [消費者信用取引についての新たな規制の導入の動き](#)
4. ミャンマー : [ミャンマーから国外への外貨送金に関する動向～計画財務省による SOP の公表等](#)

今月のコラム [ーインドに呼ばれてー](#)

はじめに

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、MHM Asian Legal Insights 第 152 号 (2023 年 6 月号) を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

※本レターに記載した円建て表記は、ご参照のために、各現地通貨を現在の為替レートで換算したものとなります。

1. タイ : タイの電気自動車 (EV) 推進に向けた政策の最新情報

タイは、2020 年に国家電気自動車政策委員会 (NEVPC) を発足させ、2030 年までに国内の自動車生産台数の少なくとも 30% を電気自動車 (「EV」) とする目標を掲げており、その後も、補助金、輸入関税の引き下げや税金の緩和等の方法により、EV 推進に向けた取り組みを着実に進めています。

以下では、タイにおける近時の EV 推進に向けた政策の概要を説明します。

(1) タイ投資委員会 (「BOI」) の主要戦略

BOI は、引き続き、①EV 生産拠点の拡大 (既存メーカーの EV シフト支援と新規投資家の促進を含む。)、②EV 部品とバッテリーの現地サプライチェーンの強化、③EV エコシステム (充電ステーション、高度技能労働者、研究開発センター、法律・規制等) の促進という 3 つの主要戦略に基づき、EV 分野の投資家の誘致と支援を行っています。BOI による投資奨励により、日系企業を含む各企業は、外国人事業法

MHM Asian Legal Insights

(Foreign Business Operations Act, B.E.2542 (1999)) による外資規制の解除、土地保有の許可、法人税の一定期間の免税等の一定の恩恵が認められます。

(2) EV 部品の輸入関税の免除に関する財務省の告示

財務省は、2023年5月25日付けで、バッテリー電気自動車（「BEV」）等の部品に対する輸入関税の免除に関する告示を公表しました。この免除措置は、2023年5月26日から2025年12月31日まで適用されます。

輸入関税の免除を受けるためには、BEV等の部品について、以下の基準を満たす必要があります。

- (a) タイ自動車研究所 (Thailand Automotive Institute) による認証を受けていること。
- (b) 輸入日から1年以内に BEV 等の生産に組み立てられるか利用されること。

(3) EV 補助金に関する法人税の免税措置

タイでは、EV の現地組み立て (Completely knocked down)、及び EV の完成車 (Completely built up) の輸入の双方を奨励するために、補助金政策が実施されています。

これに関連して、歳入局 (the Revenue Department) は、補助金を受け取った事業年度について、当該補助金に対する法人税の支払いを免除する勅令案を提案しました。現在、物品税局 (the Excise Department) が、この免税措置の草案を起草しています。

(4) 国家電気自動車政策委員会のインセンティブパッケージ

国家電気自動車政策委員会 (NEVPC) は、EV 用バッテリーの価格を引き下げ、国内の EV 製造産業を後押しするため、バッテリーメーカーに対して、以下のようなインセンティブパッケージを付与することを提案しています。

- EV 用バッテリーに対する物品税の8%から1%への引き下げ
- EV 用バッテリーの国内生産に対する補助金の交付

これらのインセンティブパッケージの実施には、内閣による承認が必要であり、選挙後に成立する新内閣の承認が待たれています。

タイは、良好なインフラとビジネス環境、そして BOI の支援により、EV の製造と輸出の世界的なハブになることが期待されています。EV 推進に向けた具体的な政策もますます充実してきており、今後も、タイにおける EV 推進に関する政策の動向について

MHM Asian Legal Insights

注視していく必要があります。

タイ弁護士 パヌパン・ウドムスワンナクン
☎ +66-2-009-5152 (バンコク)
✉ panupan.u@mhm-global.com

弁護士 千原 剛
☎ +66-2-009-5079 (バンコク)
✉ go.chihara@mhm-global.com

2. シンガポール：改正決済サービス法の施行に向けた下位法規の整備

シンガポールの決済サービス全般を横断的に規律する決済サービス法（Payment Services Act 2019 : PSA）の改正法案（Payment Services (Amendment) Act 2021 : 改正 PSA）が 2021 年 1 月 4 日に可決され、その後、公布されています（本稿執筆時点 2023 年 6 月 16 日において未施行）。この度、2023 年 5 月 8 日、シンガポール通貨金融庁（Monetary Authority of Singapore : MAS）は、改正 PSA の施行に向けて、その下位法規に関する意見等を公募するコンサルテーション・ペーパー¹を公表しました（公募期限は 2023 年 6 月 8 日）。

本稿では、改正 PSA の最新動向として、本コンサルテーション・ペーパーの概要をご紹介します。

(1) 背景

改正 PSA は、マネーロンダリング及びテロ資金供与に関するリスク（ML/TF リスク）に対処するために強化された、国際組織である金融活動作業部会（Financial Action Task Force : FATF）の国際基準に合わせるため、デジタル決済トークン（Digital Payment Token : DPT）サービス、国内送金サービス、越境送金サービスの定義を拡張し、その適用対象となる決済サービスの範囲を拡大することとなります。改正 PSA の概要については、本レター第 149 号（2023 年 3 月号）をご参照ください。

(2) コンサルテーション・ペーパーの概要

本コンサルテーション・ペーパーは、改正 PSA の下位法規に当たる決済サービス規則（Payment Services Regulations 2019 : PSR）及び決済サービス事業者に適用される既存の通達の改正案と、改正 PSA の適用対象の拡大に対応するための一種の猶予期間に関する新たな新規則案を対象とするものであり、その概要は、以下のとおりです。

¹ <https://www.mas.gov.sg/publications/consultations/2023/proposed-amendments-to-regulations-and-notices>

MHM Asian Legal Insights

(a) 通達 PSN01 及び PSN02 の改正案

MAS は、決済サービスライセンスを保有する事業者に適用される通達 PSN01 及び PSN02 が定めるマネーロンダリング防止及びテロ資金供与対策（Anti-Money Laundering and Countering the Financing of Terrorism : AML/CFT）に関する義務・要求事項について、改正 PSA の適用対象の拡大により新たに同法の適用対象となる決済サービス事業者にもそのまま適用されると考えています。

また、MAS は、①決済サービス事業者に対し、顧客デューデリジェンスのために必要な情報の共有やグループ内の ML/TF リスク管理に関する方針及び手順を含む、グループ全体の AML/CFT に関するポリシーの策定・実施を求めること、②現在、通達 PSN01 の対象となる決済サービス事業者に課せられている DPT サービス提供を支援するためのエージェント選任義務を、通達 PSN02 の対象となる DPT サービス事業者にも同様に適用すること、③チャージカード、クレジットカード、デビットカード、プリペイドカード、電子ウォレット等を使用して行われた取引から生じる電信送金を、一定の条件の下で、通達 PSN01 の第 15 項「電信送金(Wire Transfer)」から除外することについてそれぞれ提案しています。

(b) 通達 PSN04 の報告義務の拡張

MAS は、通達 PSN04 に基づく決済サービス事業者の各種報告義務について、改正 PSA の適用対象の拡大により新たに同法の適用対象となる決済サービス事業者にもそのまま適用されると考えています。

また、MAS は、ML/TF リスク回避のための監視を強化するために、一定の追加データ（高リスク顧客の数・内訳に関するデータ、匿名化技術のエクスポージャー等）の収集について提案しています。

(c) 通達 PSN07 及び PSN08 の改正案

MAS は、通達 PSN07 及び PSN08 が定める様々な義務・要求事項（為替レートや手数料の表示、領収書に記載すべき事項等の行為規範・開示義務）について、改正 PSA の適用対象の拡大により新たに同法の適用対象となる決済サービス事業者にも適用するための修正を提案しています。

また、業界からのフィードバックを考慮し、特定の決済サービスの送金時間枠に関する規制を緩和することを提案しています。

さらに、通達 PSN08 が定める情報開示義務に関して、新しい DPT サービスに適切に対応するため、①DPT サービス事業者が PSA で規制されている範囲及び②DPT サービス事業者が提供するサービスのうち PSA で規制されていないサービス（例：DPT デリバティブ取引）を顧客に明確に伝えることを提案しています。

MHM Asian Legal Insights

(d) 顧客から受け取った金銭に関する保護義務の適用除外

MAS は、PSA 及び PSR に基づき決済サービス事業者課される義務・要求事項（決済サービス提供の管理、財務要件、業務遂行に関する要求事項等）について、改正 PSA の適用対象の拡大により新たに同法の適用対象となる決済サービス事業者にもそのまま適用されると考えています。他方で、MAS は、シンガポールと強い結びつきがない越境送金サービスについては、一定の条件の下で、主要決済機関（Major Payment Institution : MPI）が（本人か代理人かを問わず）国外の国・地域間の送金時に受け取る金銭に関して、顧客から受け取った金銭の保護義務（PSA23 条参照）の適用除外とすることを提案しています。

(e) 猶予期間に関する新規則案

MAS は、PSA の適用対象となる DPT サービス、国内送金サービス、越境送金サービスの範囲が拡大することに伴い、PSA に基づくライセンスの取得・変更が必要となる一定の事業者について、改正 PSA の施行から 6 か月間の猶予期間（ライセンスの取得・変更の手続を行うための期間）を設けることを提案しています。

また、MAS は、新たにライセンスを取得しようとする事業者に対し、追加要件として、独立した第三者機関による評価の提出を求めることも検討しています。

本コンサルテーション・ペーパーに対して寄せられた意見及びそれに対する MAS の回答は、本稿執筆時点（2023 年 6 月 16 日）では公表されていません。しかし、本コンサルテーション・ペーパーに記載された MAS の提案の多くは、改正 PSA の下位法規として実際にルール化される可能性が比較的高いと考えられます。改正 PSA の施行によりライセンスの取得・変更その他何らかの対応が必要となり得る事業者は、引き続き改正 PSA の動向を注視する必要があります。

（ご参考）

本レター第 149 号（2023 年 3 月号）

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00066577/20230320-020011.pdf>

※当事務所は、シンガポールにおいて外国法律事務を行う資格を有しています。シンガポール法に関するアドバイスをご依頼いただく場合、必要に応じて、資格を有するシンガポール法事務所と協働して対応させていただきます。

弁護士 細川 怜嗣

☎ +65-6593-9467（シンガポール）

✉ reiji.hosokawa@mhm-global.com

弁護士 毛阪 大佑

☎ +65-6593-9464（シンガポール）

✉ daisuke.mosaka@mhm-global.com

MHM Asian Legal Insights

3. マレーシア：消費者信用取引についての新たな規制の導入の動き

マレーシア財務省（Ministry of Finance）、マレーシア中央銀行（Bank Negara Malaysia）及びマレーシア証券委員会（Securities Commission Malaysia）により設立された Consumer Credit Oversight Board Task Force は、2023 年 4 月 3 日付けで、消費者信用法（Consumer Credit Act : 「CCA」）を制定する案についてのパブリックコメントを収集するためのパブリック・コンサルテーション・ペーパーの第 2 段を発出しました。CCA により、現在は直接の規制対象となっていないノンバンクの消費者信用取引業者はライセンスの取得、又は登録をすることが必要とされ、消費者信用取引についての包括的な規制の新たなフレームワークが導入されることが想定されているため、現時点での案のうち、留意すべき内容について以下にご紹介いたします。

(1) ガバナンスについて

CCA のもとでは、消費者信用取引業者はマレーシア国内で設立されたものである必要があり、責任・権限について明確な区分がされている組織構造や、適切な経験・技能を有する十分な人材等の一定の要素を備えたものでなければならないとすることが想定されています。

(2) 資金について

資金面についても一定の要件が課せられる想定であり、とくに、業種により株主からの資金が最低 200 万マレーシアリングット（約 6,040 万円）（Buy Now Pay Later 業者等の場合）又は 50 万マレーシアリングット（約 1,510 万円）（債権回収代理業者等の場合）とすることが求められる想定です。

(3) 行為規制について

消費者信用取引業者は消費者との取引に際し、虚偽や誤解が生じかねない情報を提供してはならないなどの一定の行為規制が設けられる想定です。また、広告を行うに際しても、明確な表現を用いて、虚偽のない広告とすること、また取引についての注意喚起が広告のデザイン等により損なわれないように留意する必要があるとされています。

加えて、消費者との取引条件も、消費者にとって公平なものであることが求められており、両当事者の交渉力等の事情を総合考慮の上、消費者に害を及ぼして消費者信用取引業者が利益を得るような内容の条件については不公平であるとみなされます（不公平な取引条件の例はコンサルテーション・ペーパーの別紙に挙げられています。）。特に、消費者からの早期返済を禁じたり困難にしたりする規定を設けることは

MHM Asian Legal Insights

できないとされています。また、消費者に対し適用される利率や、消費者が支払義務を負う手数料が過大なものとならないようにしなければなりませんとされています。

(4) 契約条件の見直しについて

消費者信用取引業者は、契約後に消費者が重大な病気や重傷等の一定の事象に見舞われた結果、契約上の支払義務を果たせない又は果たせなくなることが見込まれる場合であって、契約条件を見直すことにより支払義務を履行できることが合理的に見込まれるのであれば、契約条件の見直しに向けた真摯な検討をしなければならないとされています。

コンサルテーション・ペーパーに基づくパブリックコメントの募集は2023年5月15日まで行われ、政府は2023年10月から12月の間にCCAを制定・施行することを目指しているとしています。

弁護士 田中 亜樹
☎ 03-6266-8919 (東京)
✉ aki.tanaka@mhm-global.com

4. ミャンマー：ミャンマーから国外への外貨送金に関する動向～計画財務省による SOP の公表等

ミャンマー国内の外貨不足を受けたミャンマー中央銀行（Central Bank of Myanmar : 「CBM」）による外国為替管理措置（「本外為替管理措置」）の導入とその後の経過については、本レター第136号（2022年4月号外）以降の各号においてお伝えしたとおりです。本外為替管理措置は、外国通貨のミャンマーチャットへの転換義務と、外貨送金の実施に関する外国為替監督委員会（Foreign Exchange Supervisory Committee : 「FESC」）の事前承認取得義務（「外貨送金規制」）をその内容とするものです。このうちの外貨送金規制に関連して、ミャンマーの計画財務省（Ministry of Planning and Finance）は、2023年4月25日付けで、外貨送金時の手続について定めた Standard Operating Procedure（「本 SOP」）を公表しました。本 SOP は同年5月1日より適用されています。

本 SOP では、外貨送金取扱銀行は、10,000米ドル（約140万円）を超える外貨送金に際し、送金目的に関連してミャンマー国内で賦課される税金が全て支払済か控除済であること、又はそもそも当該支払は非課税であることを税務当局の発行する証憑に基づいて確認しなければならない旨が定められています。例えば、サービス料の支払のための外貨送金において、当該支払が源泉所得税（Withholding tax）の対象となる場合、送金元は、支払額から源泉徴収分を控除済であることを外貨送金取扱銀行に対して示す必

MHM Asian Legal Insights

要があります。

なお、本 SOP 上、外貨送金に際して、送金元からの依頼があったときは、税務当局は必要な関係証憑を準備しなければならない旨が明記されています。その意味では、税務当局の協力が得られることが規定上は担保されていることとなります。ただ、実際にどの程度税務当局の協力が得られるかは事案により異なる可能性もあるように思われ、状況次第では、事前承認取得のための FESC への手続に加えて、税務当局の対応が相当な追加の事務負担となり得ることに留意しておく必要があります。

2023 年 5 月には、企業投資管理局（Directorate of Investment and Company Administration : 「DICA」）より、外貨送金の実施に際して DICA の事前承認を取得するために必要な提出書類が公表されました（「本公表」）。外貨送金については、一部の例外を除き、従前より、外国為替管理法（Foreign Exchange Management Law）及び本外為管理措置に基づき、CBM や FESC の事前承認の取得が必要とされてきました。また、ミャンマー投資委員会（Myanmar Investment Commission : 「MIC」）からの投資許可を受けている会社は、投資回収等のための外貨送金の実施に際して、投資法に基づく MIC への手続が必要とされています。本公表は、外貨送金の実施に関して DICA による事前承認が必要であることが所与の前提であるかのような内容となっていますが、これまで外貨送金に関する DICA の事前承認は特に必要とされてこなかったことを踏まえると、また新たな規制を追加するものということになると思われま。

2021 年 2 月の国家緊急事態宣言以降、既に 2 年 4 か月が経過しています。2023 年 8 月に実施されることが期待されていた総選挙も延期され、その具体的な実施時期についても全く見通しが立たない状況が続いています。そのような中、外国企業による撤退とそれに伴う投資資金の回収の試みが活発化していることを受け、外貨流出を食い止める観点から関係当局が様々な施策を講じてきており、今後も同様の動きが続くことが懸念されることから、引き続き関係当局の動向を注視していく必要があります。

（ご参考）

本レター第 136 号（2022 年 4 月号外）

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00064325/20220408-041318.pdf>

弁護士 武川 丈士

☎ +95-1-9253652（ヤンゴン）
✉ takeshi.mukawa@mhm-global.com

弁護士 眞鍋 佳奈

☎ +95-1-9253653（ヤンゴン）
✉ kana.manabe@mhm-global.com

弁護士 井上 淳

☎ +95-1-9253654（ヤンゴン）
☎ 03-6266-8566（東京）
✉ atsushi.inoue@mhm-global.com

MHM Asian Legal Insights

今月のコラムーインドに呼ばれてー

「インドに呼ばれる」、とは三島由紀夫の言葉だったでしょうか。かつて「なんちゃってバックパッカー」として40から50か国を旅しながらも、インドを訪れたことがないと言うと驚かれ、その度に「まだインドには呼ばれていないから」と返してごまかしながら、まだかまだかと「インドに呼ばれる」のを待っていました。

2023年3月にインドでは外国人弁護士や外国法律事務所への規制緩和のために外国弁護士規則が制定されました。そのような法律事務所におけるインドプラクティスの大きなターニングポイントとなり得るタイミングで、バンコクというインドへのアクセスの点でも好立地にいた私は、ついに出張で「インドに呼ばれる」ことになったのです。

インドはとにかく匂いが強烈という話をよく聞きますが、実際どんなものなのか全く想像がついておりませんでした。ムンバイに到着して飛行機からボーディングブリッジへと降り立った瞬間、つんと鼻をつく匂いが既に漂っていたことに、なるほどこのことかと、ついにはインドの空気を吸えたことへの興奮を隠せずにはいられませんでした。確かにムンバイは街中のどこを歩いてもこの匂いが漂っています。

ムンバイにて訪問した現地の法律事務所では、やたらと重量のあるお土産をいただきました。何かと思い箱を開け包装を解いたところ、出てきたのは金属製の象の置物（右写真）。いまだに何に使うべきものなのか、何故こんなに重たいのかがよくわかっていませんが、おそらく文鎮のようなものではないでしょうか。



翌日、デリー行きの国内線に乗るため空港に移動したところ、手荷物検査でなぜか止められます。係員の女性がモニターに映る透視されたスーツケースを見せながら、これは一体何だと指さす先を見ると、どうやらお土産でいただいた象の置物が問題視されているようです。確かにこの象の置物、真上から見るとその陰影はまるで手榴弾です。ご丁寧にパイナップル目のようなイボイボ感まで再現されています。いえいえ、これはお土産にもらった象の置物ですよと説明しても、いいから出して見せるようにと係員は言うて聞きません。渋々スーツケースを開けて、象の置物を取り出して見せたところ、係員からは笑顔で一言だけ、「Nice」と言われました。

MHM Asian Legal Insights

デリーに着き、その都会ぶりに驚く間もなくまず向かったのは、インドに進出を果たしたという某日系カレーチェーン店です。日本のカレーが、カレーの本場で通用しているのかを視察するのが目的です。インド人客がしっかり入っていることを確認し、安心して「3辛」のカレーを美味しくいただきました。



インド滞在中は、当然のごとく何度もカレーを食べる機会があり、中でも巨大なナンを大勢で千切ってつけて食べたカレーは格別でした。一方で、スパイスの効いたインドのカレーは辛いのかと勝手に想像していたのですが、結局「3辛」のカレーがその間に食べた中では一番辛かったのには少し驚きました。インドのカレーは「spiciful」であるものの、必ずしも「spicy」ということではないのかもしれない。

インドのカレーは「spiciful」であるものの、必ずしも「spicy」ということではないのかもしれない。

今回のインド訪問ではあくまで短期間にビジネスの中心地を回ったため、幸か不幸かカレーに辟易する、お腹を壊すなどの洗礼すら受けずにインドからバンコクに戻ってしまいました。ガンジス川で沐浴、というわけにはいかないかもしれませんが、次はバックパックを背負ってよりローカルなエリアに足を延ばし、名もないお店でチャイを飲むような旅に出てみたいと思います。

(弁護士 山本 健太)

MHM Asian Legal Insights

セミナー・文献情報

- セミナー [『グローバルデータコンプライアンス～世界各国のデータ保護法の最新動向～（第7回第1弾）』](#)
配信日時 2023年4月26日（水）～2023年10月30日（月）配信
講師 森 規光、細川 怜嗣、崔 俊
主催 森・濱田松本法律事務所
【お申込みに関して】
会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてご視聴申込みを受け付けております。
※MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。

- セミナー [『web3 国家戦略の現在と未来～「web3 ホワイトペーパー」ドラフトメンバーを迎えて』](#)
開催日時 2023年6月29日（木）17:00～18:00
講師 増田 雅史
主催 IVS KYOTO 実行委員会

- セミナー [『【オンライン／会場】実務担当者のための日本・グローバルの個人情報保護規制入門講座』](#)
開催日時 2023年6月30日（金）14:00～17:00
講師 田中 浩之
主催 一般社団法人企業研究会

- セミナー [『ChatGPT を含む生成系（ジェネレーティブ）AI 活用の法務実務～利用態様を踏まえた整理～』](#)
開催日時 2023年7月3日（月）10:00～12:00
講師 田中 浩之
主催 株式会社金融財務研究会

- セミナー [『コンテンツビジネス法務の視点からみる AI、メタバース、web3』](#)
開催日時 2023年7月6日（木）15:00～16:40
講師 増田 雅史
主催 一般社団法人キャラクターブランド、ライセンス協会、一般社団法人 CiP 協議会、一般社団法人 日本オンラインゲーム協会、一般社団法人 日本動画協会

MHM Asian Legal Insights

- セミナー [『第60回 カーブアウトM&Aの現在地と留意点～複雑な多国籍カーブアウト事例を題材に解説～』](#)
開催日時 2023年7月11日（火）15:30～17:00
講師 佐藤 典仁
主催 株式会社レコフデータ

- セミナー [『Web3・NFT・メタバースの法律実務と政策動向～『NFTの教科書』『NFTホワイトペーパー』で著名な第一人者による解説～』](#)
開催日時 2023年7月18日（火）13:30～15:30
講師 増田 雅史
主催 JPI（日本計画研究所）

- 論文 「Japan - Cookies & Similar Technologies」
掲載誌 OneTrust DataGuidance 2023 年度版
著者 岡田 淳

- 論文 「International Comparative Legal Guide to: Lending & Secured Finance Laws and Regulations 2023 - Indonesia Chapter」
掲載誌 International Comparative Legal Guide to: Lending & Secured Finance Laws and Regulations 2023
著者 アルファ・デヴィ・セティアワティ

- 論文 「企業法務最前線〈第255回〉メタバースについて」
掲載誌 月刊監査役 749号
著者 増田 雅史

NEWS

➤ 札幌オフィス開設のお知らせ

今般、当事務所は、札幌オフィスを開設することといたしましたので、お知らせいたします。

当事務所は、現在、北海道の案件につきましても、東京をはじめとする国内各拠点においてリーガル・サポートを提供しておりますが、企業法務を中心とした分野において、より近接した拠点からのサポートを期待するとの声をいただいております。当事務所は、このようなご要望・ご期待にお応えして、きめ細やかなサポートを行うべく、今般、北海道札幌市に新たな拠点を設けることといたしました。

MHM Asian Legal Insights

札幌オフィスには、M&A、会社法関連業務、スタートアップ等において豊富な経験を有するパートナーである立石 光宏 弁護士及びアソシエイト弁護士が所属いたします。

札幌オフィスは、他の国内拠点（東京、大阪、名古屋、福岡及び高松）及び海外拠点（北京・上海・シンガポール・バンコク・ヤンゴン・ホーチミン・ハノイ・ジャカルタオフィス及び 2023 年秋の業務開始を予定しておりますニューヨークオフィス）、並びにその他の国の提携法律事務所等と密に連携をとりながら、M&A・スタートアップ・事業承継・危機管理・ファイナンス・訴訟・事業再生・クロスボーダー取引をはじめとする幅広い分野において最先端のリーガル・サポートを提供し、北海道の経済発展に微力ながら寄与して参る所存です。

札幌オフィスの開設については、開設に必要となる諸手続を経た上、2023 年 9 月又は 10 月のスタートを目指しております。開設日・開設場所等の詳細が決まりましたら、改めてお知らせいたします。

※札幌オフィスは、弁護士法人森・濱田松本法律事務所の従事務所として開設する予定です。

- **Asia Business Law Journal による Indonesia's Top 100 Lawyers 2023 にてアバディ・ティスナディサストラ 弁護士が選出されました**

Asia Business Law Journal 誌による Indonesia's Top 100 Lawyers 2023 において、当事務所ジャカルタオフィス（ATD Law in association with Mori Hamada & Matsumoto）のアバディ・ティスナディサストラ 弁護士が選出されました。

- **Benchmark Litigation Asia-Pacific Awards 2023 にて受賞しました**

Benchmark Litigation Asia-Pacific Awards 2023 の JURISDICTIONAL AWARDS において、当事務所は JAPAN FIRM OF THE YEAR を受賞しました。

- **ALB Japan Law Awards 2023 にて受賞しました**

トムソン・ロイターグループの国際的法律雑誌である ALB (Asian Legal Business) による ALB Japan Law Awards 2023 において、当事務所は以下のカテゴリーにて受賞しました。

LAW FIRM CATEGORIES

- ・ Japan Law Firm of the Year
- ・ Japan Deal Firm of the Year
- ・ Banking and Financial Services Law Firm of the Year
- ・ Capital Markets Law Firm of the Year

MHM Asian Legal Insights

- Investment Fund Law Firm of the Year
- Regulatory and Compliance Law Firm of the Year
- Restructuring and Insolvency Law Firm of the Year
- Technology, Media and Telecommunications Law Firm of the Year

DEAL CATEGORIES

- Debt Market Deal of the Year
 - Bain Capital's Tender Offer for Hitachi Metals
- Equity Market Deal of the Year
 - SBI Sumishin Net Bank's Global IPO
- M&A Deal of the Year (Premium)
 - KKR Acquisition of Mitsubishi Corp UBS Realty
- Technology, Media and Telecommunications Deal of the Year
 - Hitachi Disposition of Hitachi Metals

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com